

調査対象物質	地方 公共団体	地点 番号	調査地点	測定値	報告時 検出下限値
				検体1	
[7] 6-ニトロクリセン 初期環境調査・水質(単位：ng/L) 地点ベース検出頻度：0/44(欠測等：0) 検体ベース検出頻度：0/44(欠測等：0) 検出範囲：nd 検出下限値範囲：0.19～1.0 検出下限値：1.0 要求検出下限値：30	北海道	1	石狩川河口石狩河口橋（石狩市）	nd	0.26
	岩手県	2	豊沢川豊沢橋（花巻市）	nd	0.26
	宮城県	3	迫川二ツ屋橋（登米市）	nd	0.28
		4	白石川さくら歩道橋（柴田町）	nd	0.24
	仙台市	5	広瀬川広瀬大橋（仙台市）	nd	0.25
	秋田県	6	秋田運河（秋田市）	nd	0.27
	山形県	7	最上川基点橋（村山市）	nd	0.24
		8	最上川河口（酒田市）	nd	0.25
	茨城県	9	利根川河口かもめ大橋（神栖市）	nd	0.20
	さいたま市	10	鴨川中土手橋（さいたま市）	nd	0.27
	千葉県	11	養老川浅井橋（市原市）	nd	0.22
		12	市原・姉崎海岸	nd	0.24
	東京都	13	荒川河口（江東区）	nd	0.24
		14	隅田川河口（港区）	nd	0.23
	横浜市	15	横浜港	nd	0.21
	川崎市	16	多摩川河口（川崎市）	nd	0.24
		17	川崎港京浜運河扇町地先	nd	0.26
	新潟県	18	信濃川下流（新潟市）	nd	0.27
	富山県	19	富山湾射水市沖	nd	0.21
	石川県	20	犀川河口（金沢市）	nd	0.25
	長野県	21	諏訪湖湖心	nd	0.26
	静岡県	22	清水港	nd	0.25
		23	天竜川掛塚橋（磐田市）	nd	0.26
	愛知県	24	名古屋港潮見ふ頭西	nd	0.24
	三重県	25	四日市港	nd	0.20
		26	鳥羽港	nd	0.23
	滋賀県	27	琵琶湖南比良沖中央	nd	1.0
		28	琵琶湖唐崎沖中央	nd	1.0
	京都市	29	桂川宮前橋（京都市）	nd	0.26
	大阪府	30	大和川河口（堺市）	nd	0.21
	大阪市	31	大川毛馬橋（大阪市）	nd	0.23
		32	大阪港	nd	0.25
	神戸市	33	神戸港中央	nd	0.24
	奈良県	34	大和川大正橋（王寺町）	nd	0.25
	和歌山県	35	紀の川河口紀の川大橋（和歌山市）	nd	0.27
	岡山県	36	水島沖	nd	0.25
	山口県	37	徳山湾	nd	0.20
		38	萩沖	nd	0.26
	香川県	39	高松港	nd	0.19
	愛媛県	40	岩松川三島（宇和島市）	nd	0.23
	北九州市	41	洞海湾	nd	0.23
	福岡市	42	博多湾	nd	0.21
	佐賀県	43	伊万里湾	nd	0.21
	大分県	44	大分川河口（大分市）	nd	0.23

(注1) 「検出頻度（地点ベース）」とは検出地点数/調査地点数（欠測等は除く）を、

「検出頻度（検体ベース）」とは検出検体数/調査検体数（欠測等は除く）をそれぞれ意味する。

(注2) 「欠測等」とは、測定値が得られなかった検体又は検出下限値を統一したことによりここでの集計の対象から除外された検体

(注3) nd：不検出